

第2章 廃棄物の適正な処理・資源循環型社会の推進

第1節 一般廃棄物

1 現 況

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造に加え、住民の都市型生活への指向は、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、その処理・処分に伴いダイオキシン類の発生や最終処分場の確保難等の問題を引き起こしている。このような問題を解決するためには、これまでの廃棄物を効率よくかつ安全に処理・処分することから、ごみの排出をできるだけ抑制し、資源として有効利用できるものは極力再生利用する、新たな循環型処理システムへの転換が必要である。

また、我が国におけるダイオキシン類の排出は、そのほとんどを一般廃棄物の焼却施設が占めているといわれ、県では、対策が困難な小規模施設を、ダイオキシン類対策が可能な一定規模以上の全連続炉に集約することとし、平成10年3月「愛媛県ごみ処理広域化計画」（資料編11-1参照）を策定した。計画では、期間を概ね10年間とし、県内を5ブロックに分けて集約化を進めることとしており、ブロック内の市町村ではブロック協議会等を設立し、過渡期の対応も含めて計画の推進を図っているところである。

その他、ごみの減量、リサイクルの推進についての市町村の積極的な取り組み指導と併せて、市町村が実施するダイオキシン類対策事業などに対して、技術的及び財政的援助を行うとともに、ごみ問題等に対する県民啓発を積極的に進めている。

(1) ごみ処理の状況

ごみ排出量の増加と処理困難物等への対応、資源化の推進等のため、積極的な施設整備を図っており、平成14年度末では、ごみ焼却施設25施設【ゴミ燃料化施設（RDF）2施設を含む】（能力1,944.8トン/日）（資料編11-2参照）、資源化施設であるリサイクルプラザ・センター5施設（98トン/日）などが整備されている。また、県人口の99.5%（1,502千人）について、ごみの収集処理が行われており、図2-10-1のとおり年間総排出量は約61.7万トンとなっている。そのうち、収集ごみ及び直接搬入ごみの72.2%が焼却施設で処理され、7.6%が埋立処分、約7.4万トンが資源化され、総排出量のリサイクル率は14.0%となっている。

(2) し尿処理の状況

し尿や生活雑排水のいわゆる生活排水対策の推進も、身近な河川や海などの水質浄化を図るうえで重要な課題となっている。このため、し尿処理施設の高度処理を推し進めるとともに、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置整備事業等を推進している。

し尿の処理は、し尿処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道により行われている（図2-10-2参照）。

汲み取りし尿人口は、約36万6千人で県人口の24.3%に相当する。また、し尿処理施設は24施設 1,591kl/日が整備されている（資料編11-3参照）。

浄化槽は、約20万8千基が設置され、処理人口は約64万人であり、普及率は約42.4%である。

コミュニティ・プラントは、11施設で処理人口は約7.5千人であり、普及率は約0.5%である。

なお、施設整備事業の概要を表2-10-1に示す（一般廃棄物最終処分場の現況は資料編11-4参照）。

図2-10-1 ごみの排出及び処理状況（平成14年度速報値）

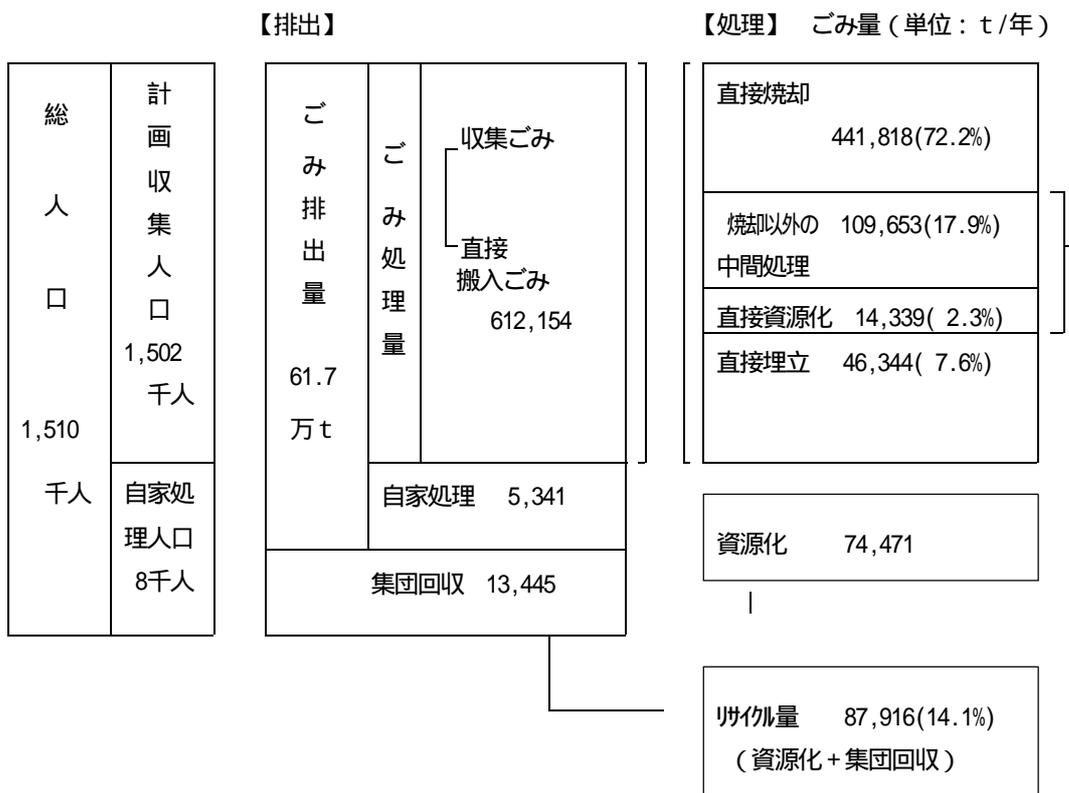


図2-10-2 し尿処理の状況（平成14年度速報値）

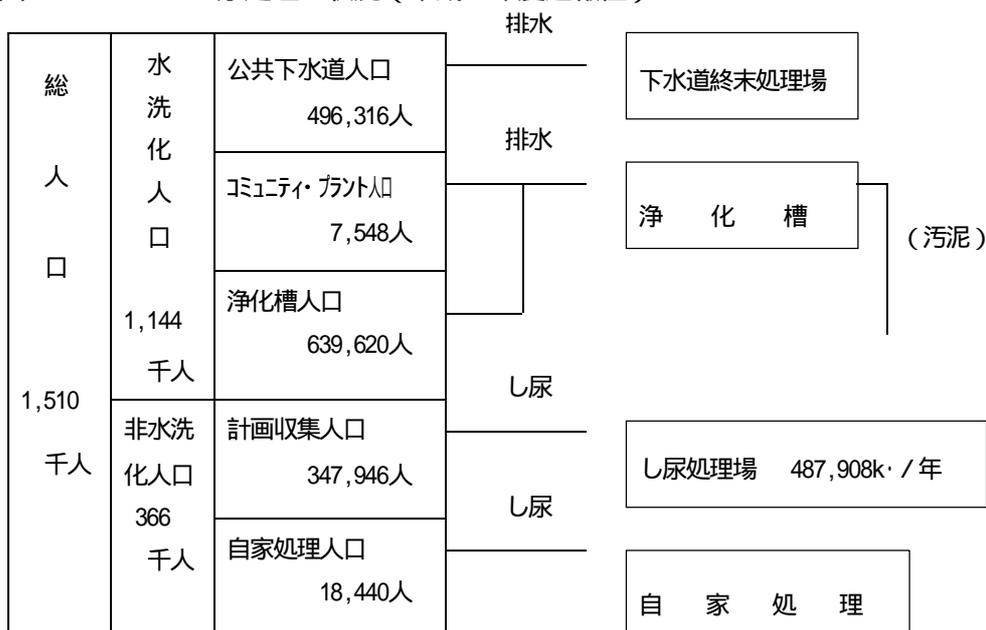


表2 - 10 - 1 施設整備事業の概要（14年度事業）

事業名	箇所数	市町村名
ごみ焼却施設	6箇所	中島町、伊予地区ごみ処理施設管理組合、上浮穴生活環境事務組合、大洲市・喜多郡町村組合、新居浜市、今治地区事務組合
粗大ごみ処理施設	1箇所	新居浜市
埋立処分地施設	1箇所	松山市
ごみ燃料化施設	1箇所	伯方町
汚泥再生処理センター	1箇所	菊間町
合併処理浄化槽設置整備事業	51市町村 2,755基	新居浜市、野村町、城川町、川之江市 伊予三島市、土居町、小松町、宇和町、松野町 西条市、砥部町、明浜町、津島町、三間町 広見町、松山市、今治市、伊予市、菊間町、 小田町、双海町、肱川町、日吉村、五十崎町、 宇和島市、大西町、重信町、内海村、大洲市、 川内町、柳谷村、松前町、内子町、北条市、 玉川町、三崎町、東予市、丹原町、河辺村、 三瓶町、吉田町、城辺町、御荘町、新宮村、 瀬戸町、一本松町、波方町、西海町、美川村 別子山村、面河村
特定地域生活排水処理事業	1市2町 97基	中山町、八幡浜市、弓削町

(3) 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

市町村が設置するごみ焼却施設については、ダイオキシン類排出量を削減するため、平成9年12月1日の廃棄物処理法の改正により、施設の構造・維持管理基準が段階的に強化され、平成14年12月1日に完全施行された。この規制強化に対応するため、平成10年3月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村ごみ焼却施設のダイオキシン類対策を推進してきたところ、計画策定時点で38施設中、現在のダイオキシン類排出基準や構造基準に適合していた施設は6施設であったものが、新基準が完全施行された平成14年12月1日までに7施設が更新し、12施設が改造され、残りの13施設が近隣の市町村施設に集約化された結果、県内で発生する全ての家庭ごみは、新しい基準に適合した25の市町村施設で適正に処理されている。

平成8年度から始まったごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出実態調査の平成14年度結果では、ダイオキシン類排出濃度は、0.00～8.4ng/Nm³の範囲で、平均値は0.73ng/Nm³であり、平成8年度と比べ、平均値は25分の1に減少している(表2 - 10 - 2、資料編11 - 5参照)。

また、民間が設置する一般廃棄物の焼却施設3施設では、ダイオキシン類排出濃度は0.00～0.69ng/Nm³の範囲で平均値は0.32ng/Nm³であり、基準を超える施設はなかった(表2 - 10 - 2、資料編11 - 6参照)。

表 2 - 10 - 2 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類排出濃度

【市町村のごみ焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng/Nm ³)	
		最小値～最大値	平均値
平成8年度	38(63)	0.20 ~ 73	18.0
平成9年度	37(62)	0.05 ~ 53	12.4
平成10年度	36(61)	0.09 ~ 48	8.9
平成11年度	36(61)	0.01 ~ 47	6.3
平成12年度	36(61)	0.01 ~ 51	5.44
平成13年度	34(58)	0.00 ~ 34	4.84
平成14年度	25(45)	0.00 ~ 8.4	0.73

【民間が設置する焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng/Nm ³)	
		最小値～最大値	平均値
平成10年度	6(7)	0.0024 ~ 58	9.8
平成11年度	6(7)	0.014 ~ 14	2.1
平成12年度	6(7)	0.01 ~ 24	3.52
平成13年度	6(7)	0.12 ~ 6.7	1.99
平成14年度	3(4)	0.00 ~ 0.69	0.32

2 対 策

一般廃棄物の処理は、これまでの大量の廃棄物をもっぱら焼却や埋立てによって処理するシステムを変更し、廃棄物を資源として捉え、資源の有効利用、環境への負荷の低減の観点から積極的にリサイクルを行う、資源循環型の処理体制への転換を図ることとしている。このため、これまでの大気汚染、水質汚濁等公害防止のための施設整備及び適切な維持管理の推進に加えて今後は、平成10年3月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、積極的なごみの減量化、リサイクルの推進を図りながら、ごみ焼却施設、資源化施設、最終処分場等について広域的な整備を行うこととしている（資料編11 - 7参照）。

また、ごみ焼却施設は、将来的には、ダイオキシン類恒久対策として高度な処理機能を有する大規模施設に集約することとしており、現在、ブロック内の市町村は協議会などを設立し、広域化計画に基づく周辺施設との集約化について協議を進めているが、県としても、広域化計画の具体化に向けて必要に応じて市町村間の調整を行い、ダイオキシン類対策の施設整備に対する財政支援と併せダイオキシン類の排出削減を図っていくこととしている。

その他ごみ焼却にかかるダイオキシン類削減対策としては、県有の焼却施設の使用中止、学校での焼却炉の使用中止を行うとともに、市町村を通じ簡易小型焼却炉でのごみ焼却の抑制を図ってきたところであるが、平成13年4月からいわゆる野焼きが禁止されたことや、これまで規制の対象外であった簡易小型焼却炉にも平成14年12月からは構造基準が適用されることとなったことから、今後一層、安易な焼却をやめダイオキシン類対策の完備した市町村施設で処理するよう強力に指導を行っているところである。

第2節 産業廃棄物

1 現 況

産業廃棄物には、燃え殻、汚泥、廃油等20種類が定められており、その排出及び処理状況、処理施設の設置状況は次のとおりである。

(1) 発生・排出状況

平成12年度に実施した実態調査結果によると、平成11年度の産業廃棄物の発生量は9,800千トン、発生量から有価物などを除いた排出量は9,676千トンとなっている。

業種別排出状況

業種別にみると、製造業が6,465千トン（排出量全体の67%）で最も多く、次いで、建設業が1,235千トン（同13%）、農業が1,138千トン（同12%）、電気・水道業が657千トン（同6%）、鉱業が117千トン（同1%）となっており、この5業種で全体の99%を占めている。

表2 - 10 - 3 業種別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	
		構成比
合 計	9,676	100
製 造 業	6,465	67
建 設 業	1,235	13
農 業	1,138	12
電気・水道業	657	6
鉱 業	117	1
そ の 他	64	1

種類別排出状況

種類別にみると、汚泥が6,332千トン（排出量全体の65%）で最も多く、次いで、家畜ふん尿が1,136千トン（同12%）、がれき類が1,081千トン（同11%）、ばいじんが242千トン（同3%）、木くずが186千トン（同2%）、燃え殻が164千トン（同2%）となっており、この6業種で全体の95%を占めている。

表2 - 10 - 4 種類別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	
		構成比
合 計	9,676	100
汚 泥	6,332	65
家畜ふん尿	1,136	12
がれき類	1,081	11
ばいじん	242	3
木 く ず	186	2
燃 え 殻	164	2
そ の 他	535	5

圏域別排出状況（農業・漁業を除く）

圏域別にみると、新居浜・西条圏が3,314千トン（排出量全体の39%）で最も多く、次いで、宇摩圏が2,991千トン（同35%）、松山圏が1,300千トン（同15%）、今治圏が366千トン（同4%）、八幡浜・大洲圏が347千トン（同4%）、宇和島圏が217千トン（同3%）となっている。

表2 - 10 - 5 圏域別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	
	排 出 量	構成比
合 計	8,535	100
宇 摩 圏	2,991	35
新居浜・西条圏	3,314	39
今 治 圏	366	4
松 山 圏	1,300	15
八幡浜・大洲圏	347	4
宇 和 島 圏	217	3

(2) 処理・処分状況

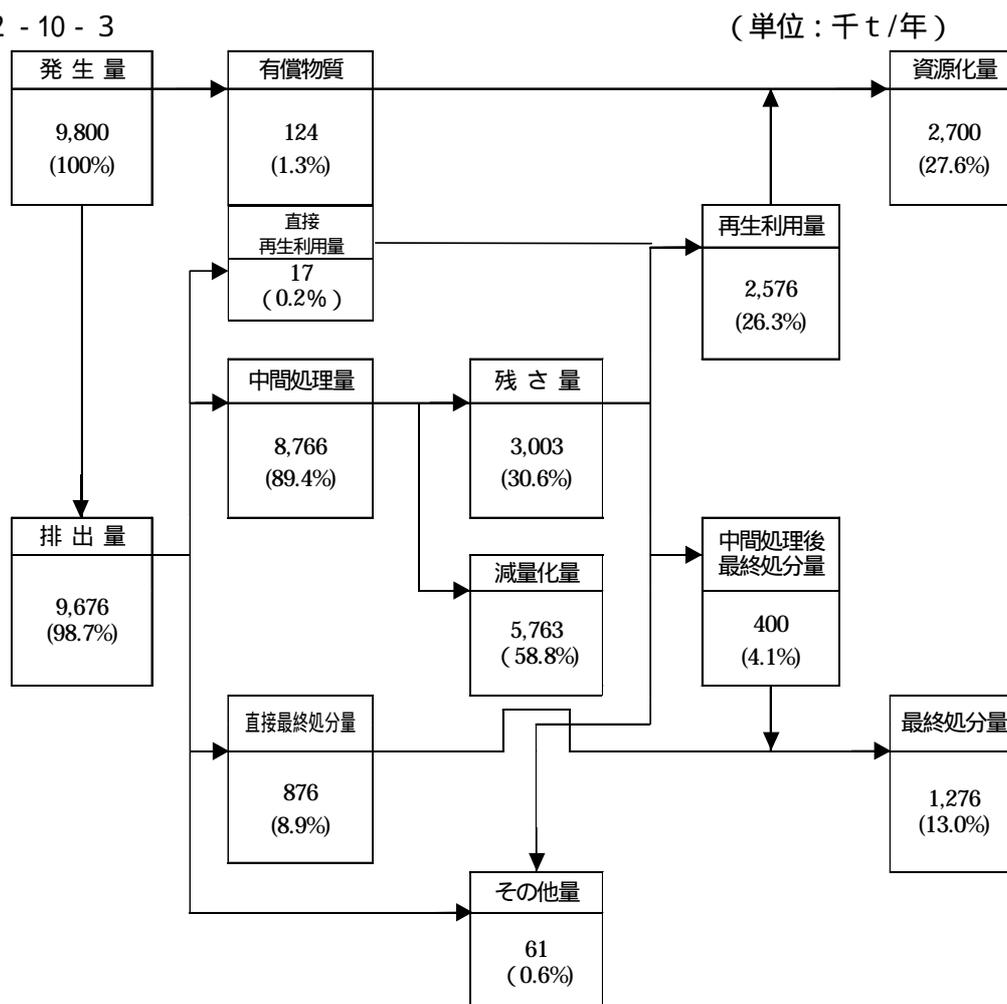
県内で発生した産業廃棄物（9,800千トン）の発生から処理までの概要は図2 - 10 - 3のとおりである。

資源化状況を見ると、排出事業者自らが再生利用し、又は他人に有償で売却したものと、処理業者が中間処理後再生利用したもの等を含めた資源化量の合計は、2,700千トン（資源化率27.6%）となっている。

減量化状況を見ると、排出事業者自らが中間処理を行って減量したものと、自治体や処理業者が中間処理を行って減量したものを含めた減量化量の合計は、5,763千トン（減量化率58.8%）となっている。

最終処分状況を見ると、排出事業者自らが埋立処分したもの、自治体処理業者が未処理のまま最終処分したもの、さらに、自治体や処理業者が中間処理後に最終処分したものを含めた最終処分量の合計は、1,276千トン（最終処分率13.0%）となっている。

図 2 - 10 - 3



注 1) () は発生量に対する割合を示す。

(3) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の状況

他人の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者は、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成14年度末の産業廃棄物処理業の許可件数は、表 2 - 10 - 6 のとおり収集・運搬業が1,192業者で全体の86.6%を占めており、処分業が184業者となっている。

また、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は166業者で、その内訳は、表 2 - 10 - 7 のとおりとなっている。

表 2 - 10 - 6 産業廃棄物処理業の許可状況

(平成15年3月31日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成13年度までの許可		1,083	172	1,255
平成14年度	新規許可	115	19	134
	更新許可	62	13	75
	変更許可	(35)	(15)	(50)
	廃止	6	7	13
累 計		1,192	184	1,376

表 2 - 10 - 7 特別管理産業廃棄物処理業の許可状況

(平成15年3月31日現在)

		収集運搬業	処 分 業	計
平成13年度までの許可		146	11	157
平成14年度	新規許可	10	2	12
	更新許可	3	0	3
	変更許可	(1)	(1)	(2)
	廃 止	1	2	3
累 計		155	11	166

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等17種類が産業廃棄物処理施設として定められており、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成14年度末の産業廃棄物処理施設は表 2 - 10 - 8 のとおり462施設となっており、その内訳は、中間処理施設414施設、最終処分場は48施設となっている。

表 2 - 10 - 8 産業廃棄物処理施設の許可状況

(平成15年3月31日現在)

施 設 の 区 分		許 可
中 間 処 理 施 設	汚 泥 の 脱 水 施 設	251
	汚 泥 の 乾 燥 施 設	5
	汚 泥 の 焼 却 施 設	13
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	2
	廃 油 の 焼 却 施 設	4
	廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	1
	廃 プラスチック類の破砕施設	3
	廃 プラスチック類の焼却施設	5
	木くず又はがれき類の破砕施設	113
	汚泥のコンクリート固形化施設	3
	シ ア ンの 分 解 施 設	1
	上 記 以 外 の 焼 却 施 設	13
最 終 処 分 場		48
合 計		462

(5) 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況

特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況は、表 2 - 10 - 9 及び以下に示すとおりである。

平成12年度に実施した実態調査によると、平成11年度の排出量は6,413トンであり、種類別にみると感染性廃棄物が2,679トンで最も多く、全体の42%を占めている。次いで、廃酸が1,368トン(21%)、廃油が1,190トン(19%)、特定有害産業廃棄物が1,104トン(17%)、廃アルカリが72トン(1%)となっている。

業種別では、製造業が3,555トンと最も多く、全体の55%を占めており、次いで、医療業

を中心としたサービス業が 2,771トン（43%）となっており、この2業種で98%を占めている。

表2-10-9 種類別・業種別排出状況（平成11年度実態調査結果）（単位：トン/年）

種類 業種	合計	廃油 (引火点が 70未満)	廃酸 (PHが2.0 以下)	廃アルカリ (PHが12.5 以上)	感染性 産業廃棄物	特定有害 産業廃棄物
合計	6,413 (100)	1,190 (19)	1,368 (21)	72 (1)	2,679 (42)	1,104 (17)
鉱業	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
建設業	47 (1)	2 (0)	- (0)	- (0)	- (0)	45 (1)
製造業	3,555 (56)	1,158 (19)	1,362 (21)	56 (1)	1 (0)	978 (15)
電気・水道業	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
運輸・通信業	16 (0)	- (0)	- (0)	16 (0)	- (0)	- (0)
卸・小売業	24 (0)	24 (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
サービス業	2,771 (43)	6 (0)	6 (0)	- (0)	2,678 (42)	81 (1)

注1 表中の「-」は、1kg未満を表す

2 ()は、排出量の合計を100%とした構成比である。

(6) 不法投棄の現状

県内の1件当たり10トン以上（特別管理産業廃棄物については発生量に関係なし）の産業廃棄物の不法投棄は、平成12年度が17件、平成13年度が12件、平成14年度が10件で、中でも、建設系廃棄物の不法投棄が20件と目立っている。これらの原因としては、○事業者の遵法意識の欠如、○建設業界の過当競争によるダンピング受注、○最終処分料金の高騰などが考えられている。

また、不法投棄を巡っては、○産業廃棄物と断定し難い建設汚泥の投棄、○船舶による地方港湾への陸揚げ、○不法投棄実行者の特定の困難性などの問題に直面しており、今後、さらに悪質、広域化することが懸念されている。

2 対策

産業廃棄物の最終処分場の逼迫や、ダイオキシン問題、不法投棄等の問題を踏まえ、平成12年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃棄物処理センター制度の見直し、マニフェスト制度の見直し、野焼きの禁止、措置命令の強化並びに罰則の強化等がなされたこと及び、平成13年度に策定した「愛媛県廃棄物処理計画」の処理目標を達成するため、事業者及び処理業者等に対する法令講習会による周知徹底や、警察OBの活用による適正処理指導員の設置、廃棄物交換情報制度による再利用・再資源化の促進など、産業廃棄物の適正処理を推進するための施策を講じている。

(1) 廃棄物交換情報制度

「廃棄物交換情報制度」は、廃棄物を排出する事業所に対し、有用可能な廃棄物の需給状況を調査し、これらの情報を事業者へ通知するとともに斡旋を行い、企業間の交換を促し、有効資源としての活用を促進しようとするものであり、(社)愛媛県産業廃棄物協会に委託して実施している。

平成14年度廃棄物交換情報制度の実績

平成14年度は、建設業及び製造業の600事業者を対象に需給調査を行ったところ、需要希望廃棄物が7件、提供希望廃棄物が69件の情報を得ることができた。

この結果を「産廃情報」に掲載し、事業者・処理業者等に廃棄物の性状、成分等の名称等の条件に基づき取引斡旋を行った結果1件について取引が成立した。

なお、この制度に併せて、山口、香川、福岡、大分、広島、岡山、兵庫の各県及び松山、高松、福岡、北九州、大牟田、大分、広島、呉、福山、岡山の各市との間で広域的な情報交換を行った。

情報提供事業

産業廃棄物の適正処理及び再利用、再資源化に関する情報を提供するため、「産廃情報」を年3回、各1,200部発行し事業者、処理業者、関係団体等に配布した。

平成14年度の発行状況は、表2-10-10のとおりである。

表2-10-10 「産廃情報」の発行状況

発行日	主な内容
平成14年9月1日 (第73号)	愛媛県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正について。 環境保全資金融資のご案内 入会のご案内
平成14年11月1日 (第74号)	廃棄物受給調査の結果まとまる。 ～廃棄物情報交換制度～ 平成13年度焼却施設に係るダイオキシン類規制への対応状況調査報告書 入会のご案内
平成15年2月1日 (第75号)	使用済み自動車の再資源化等に関する法律の概要(自動車リサイクル法) マニフェストQ&A 入会のご案内

(2) 産業廃棄物排出事業者、処理業者への研修

優良産業廃棄物処理業者育成研修会

産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、優良産業廃棄物処理業者育成研修会を(社)愛媛県産業廃棄物協会に委託して表2-10-11のとおり実施した。

表2-10-11 研修会の開催状況

期 間	平成14年8月8日
場 所	松山市南堀端2-3リジェール松山
受 講 者	163名
講 義	・産業廃棄物処理行政 ・環境ビジネスに関する概論 ・経営管理(経営、労務マーケティング)

法令講習会の開催

処理業者を対象に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等の説明会を表2-10-12のとおり開催し、その周知徹底を行い資質の向上を図った。

表2-10-12 法令講習会開催状況

日 時	会 場 (住 所)	参加者
平成14年8月22日(木) 13:30~	今治建設会館 今治市北宝来町2-3-17	178人
平成14年8月26日(月) 13:30~	西条地方局 西条市喜多川796-1	196人
平成14年8月28日(水) 13:30~	松山地方局 松山市北持田町132	192人
平成14年8月30日(金) 14:00~	八幡浜地方局 八幡浜市北浜1-3-37	176人
平成14年9月5日(木) 13:30~	宇和島地方局 宇和島市天神町7	164人

産業廃棄物排出事業者講習会の開催

排出事業者の適正処理責任を徹底するため、パンフレットを作成し配布するとともに、講習会を表2-10-13のとおり開催した。

排出事業者処理責任啓発パンフレットの作成・配布

部数：3,000部 配布先：建設業協会、医師会、商工会議所連合会 他

表2-10-13 講習会開催状況

日 時	会 場 (住 所)	参加者
平成15年2月4日(火) 13:30~15:00	宇和島地方局 宇和島市天神町7	72人
平成15年2月6日(木) 13:30~15:00	松山地方局 松山市北持田町132	75人
平成15年2月7日(金) 13:30~15:00	西条地方局 西条市喜多川796-1	46人
平成15年2月12日(水) 13:30~15:00	八幡浜地方局 八幡浜市北浜1-3-37	55人
平成15年2月14日(金) 13:30~15:00	今治建設会館 今治市北宝来町2-3-17	33人

(3) 事業者、処理業者の監視・指導

産業廃棄物処理施設適正管理指導

ア 立入調査

最終処分場の施設の管理状況を監視・指導するため、立入調査を実施し、維持管理基準及び処理基準の遵守状況、維持管理記録簿の整備状況等の確認・指導を行った。

表 2 - 10 - 14 最終処分場立入調査状況

所管保健所名	安定型処分場	管理型処分場
伊 予 三 島	-	2
新 居 浜	-	3
西 条 中 央	-	2
今 治 中 央	4	-
松 山 中 央	1	3
大 洲	13	1
八 幡 浜 中 央	5	-
宇 和 島 中 央	8	-
合 計	31	11

イ 最終処分場水質検査

県下の産業廃棄物最終処分場について、放流水や浸透水等の水質検査を実施した（資料編11 - 8参照）。

安定型最終処分場

- ・検査施設数 31施設
- ・検査回数 1回
- ・検査項目 生活環境項目 COD又はBOD
有害物質 カドミウム等23項目

管理型最終処分場

- ・検査施設数 8施設
- ・検査回数 3～6回
- ・検査項目 生活環境項目 水素イオン濃度等7項目
有害物質 カドミウム等27項目(平成14年9月30日までは24項目)

廃棄物焼却施設の立入調査

平成14年12月1日から焼却炉に関する構造基準及び維持管理基準が強化されたことから、産業廃棄物焼却施設に対する立入調査を実施し、新基準への改善状況の確認及び改善指導を中心に、処理基準の遵守状況の確認及び実態把握等を行った（資料編11 - 9参照）。

- ・立入調査回数 年2回
- ・基準の遵守状況 全ての施設が基準に適合

表 2 - 10 - 15 排ガスのダイオキシン類測定結果（平成14年度廃止及び休止中の施設を除く。）

施設数	測定結果 (ng/Nm ³)		
	最小値	最大値	平均値
32	<0.01	8.1	1.0

(4) 愛媛県廃棄物処理施設設置審査会

法に基づき、廃棄物処理施設のうち焼却施設及び最終処分場の設置許可に当たっては、専門的知識を有する者の意見を聴くことが必要であることから、愛媛県廃棄物処理施設設置審査会を設置し、審査を行っており、平成14年度は同審査会を1回開催した。

・開催日 平成14年4月25日

(5) 不法投棄対策防止の強化

産業廃棄物の不法投棄や野焼き、不適正な土砂などの埋立てなどを防止し、快適な生活環境づくりを推進するためには、その早期発見と早期是正が必要であり、不法投棄防止意識の啓発と監視体制及び不法投棄物の処理体制の確立が重要である。

このため、県では、廃棄物の不法投棄防止対策として、「産業廃棄物監視指導機動班」を編成し、環境パトロールカーによる監視指導や、空からのヘリコプターによる監視を行うとともに、各地方局ごとに、警察、海上保安部、市町村等で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」を設置したり、法令講習会を開催するなど監視指導や意識啓発に努めている。

また、悪質、広域化する産業廃棄物の不法投棄事件等に迅速、的確に対応するため、県警との連携強化を図り、平成12年度から、廃棄物対策課に現職警察官を配置し、不法投棄監視体制の強化を図るとともに、不法投棄が業務時間外に行われていたケースを考慮し、夜間、休日における巡回監視を民間警備会社に委託して実施し、業務時間外の不法投棄の監視体制を強化した。

さらに、平成12年9月に、建設廃棄物のリサイクルを推進するため、「産業廃棄物再生利用業者指定制度」を創設するとともに、平成14年度からは警察OBを西条・松山・宇和島の3地方局に各1名配置し、不法投棄の未然防止、早期発見、早期是正に努めている。

地方局ごとに「不法投棄防止対策推進協議会」を設置し、次の事項に係る具体策を効果的に推進するため実施方法等の打合せを行った。

- ・不法投棄防止のための監視
- ・不法投棄防止に関する意識の啓発
- ・不法投棄物の処理
- ・その他、不法投棄防止のための具体策の推進

また、地域の実情に応じた不法投棄防止活動を迅速かつ的確に行うため、市町村及び関係機関等による合同パトロール、不法投棄物の撤去並びに広報誌による啓発等を実施した。

不法投棄等の不適正処理を監視するため、愛媛県消防防災ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施するとともに、各中央保健所に配備した環境パトロールカーを使用し、住民からの苦情や通報にも迅速に対応した。

不適正処理の未然防止と早期発見により県民の生活環境の保全を図るため、平成12年度から各地方局単位で民間警備会社に委託し実施しており、平成14年度も平日夜間及び休日のパトロールを実施した。

- ・実施体制：2人1組
- ・実施日数：1,350人日（2人×5地方局×135日）
- ・実施結果：発見数97件、うち撤去済み7件

(6) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター



廃棄物の適正処理及び最終処分場の安定的・長期的な確保を図るため、平成5年9月、財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立し、東・中・南予の地域特性に応じた処理施設を整備することとしている。

平成12年1月17日から、新居浜市磯浦町の東予事業所で焼却・溶融施設の操業を行っている。

操業にあたっては、排ガスについて連続的に測定を行うほか、騒音、振動、悪臭、周辺地域の河川水、地下水、土壌、ダイオキシン等について定期的に調査し、環境法令等の基準を遵守している。

(東予事業所の概要)

・所在地 新居浜市磯浦町18番78号

・施設概要

焼却・溶融施設

スラグ排出型ロータリーキルン方式 24時間連続運転

・処理能力

焼却・溶融施設 100t/日 (50t/日 2系列)

破碎機 10t/日

汚泥乾燥機 53t/日

・処理物 飛灰、焼却灰、下水道汚泥、廃プラスチック類、廃タイヤ、廃油、感染性廃棄物 等

(東予地区25市町村等から排出されたものに限る)

第3節 資源循環型社会の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを見直し、環境への負荷を軽減し、資源を有効に活用することにより、ごみの減量化やリサイクルを進める循環型社会を形成するため、平成12年3月に「えひめ循環型社会推進計画」を策定した（第1部第5章参照）。

計画では、環境意識の醸成、リサイクルシステムの形成、環境ビジネスの育成、不法投棄の根絶などの課題を解決するため、廃棄物を発生させないことを第一に、次に使用済み商品の再使用を進め、それでも発生する廃棄物について再資源化を行い、さらに残るものについて適正処理をするという基本方針のもとに、県民、事業者、行政の役割分担を定め、各種の施策の推進に取り組んでいる。

1 循環型社会形成推進の普及啓発

えひめ循環型社会推進会議の開催

「えひめ循環型社会推進計画」を推進していくため、えひめ循環型社会推進会議を開催し、推進方策について検討を行った。

- ・委員 関係団体の長から推薦のあった委員20名及び公募委員3名
- ・日時 平成14年11月12日（火）
- ・議題 ごみ削減のための具体的取組み方策について ほか

えひめ循環型社会推進計画評価委員会の開催

推進計画に沿って実施している各種施策の進捗状況についての点検と、今後の見直しも含めた検討を行うため、えひめ循環型社会推進計画評価委員会を開催し、意見を聴いた。

- ・委員 外部の学識経験者7名
- ・日時 平成14年11月18日（月）
- ・議題 計画目標達成のための今後の方策について ほか
ごみ減量・リサイクル推進週間及び月間における啓発

ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）、3R推進月間（10月）にあわせて、啓発ポスターを作成し、市町村等に配布した。

- ・規格等 B2判、4色カラー、各2,000部

情報誌「合言葉は3R」の発行

循環型社会づくりの啓発及び情報提供のため「合言葉は3R」を作成し市町村、関係団体等に配布した。

- ・規格等 A4判、4色カラー、32頁、3,000部



「合言葉は3R」

循環型社会推進普及啓発リーフレットの作成

循環型社会の構築を図るため、容器包装リサイクル法の普及啓発リーフレット「ごみをふたたび資源へ」を作成し、市町村、関係団体等に配布した。

- ・規格等 A4判、4色カラー、8頁、15,000部



リーフレット「ごみをふたたび資源へ」

県・市町村循環型社会推進連絡会議の開催

県（保健所を含む。）と市町村間の連絡を密にし、循環型社会を構築するため、連絡会議を開催し、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法の取組み状況などについて意見交換を行った。

2 資源循環優良モデル認定制度の実施

優良なりサイクル製品、廃棄物の発生抑制や再資源化等に積極的に取組み環境面や経済面で大きな成果をあげている事業所、リサイクル製品の需要拡大を実践している店舗等を選定・認定し、広く普及啓発をする「資源循環優良モデル認定制度」を実施し、認定一覧のパンフレットを作成し、市町村等へ配布した。

また、県が認定した製品や事業所・店舗であることを示すシンボルマークのデザインを公募・選定し製品の包装等への印刷を認めるとともに、事業所等にステッカーを配布した。

平成14年度認定状況（14.12.16認定証交付）

- ・優良リサイクル製品（6製品）
- ・優良循環型事業所（7事業所）
- ・優良エコショップ（9店舗）



パンフレット「資源循環優良モデル認定制度」

3 買い物袋持参運動の促進

資源の節約とごみの減量につながる非常にわかりやすい手段であり、誰にでも簡単にできるマイバック（愛用の買い物袋）持参運動を推進するため、誰もが利用しやすいマイバックのコンテストを実施するとともに、最優秀賞に選ばれたデザインをもとにモデルマイバックを作製し、これを公募したモニターに配布して10月のキャンペーン期間中体験してもらい、運動の普及拡大を図った。

- ・モデルマイバックの募集・体験モニターの募集（5月1日～7月10日）
- ・モデルマイバック審査会 最優秀賞1点 アイデア賞3点（7月25日）
- ・体験モニター委嘱 1,085名（8月）
- ・マイバックキャンペーン実施（10月）
- ・モニターにモデルマイバックを体験してもらい、アンケート調査実施
- ・アンケート結果公表（2月）



モデルマイバック

4 エコタウン構想の推進

環境ビジネスを育成し循環型社会システムを構築するため、平成14年3月に取りまとめた「えひめエコランド構想」について国のエコタウンプランとしての承認と、中核となる廃家電・廃OA機器等リサイクル施設に対するエコタウンハード補助金の採択を目指して折衝を行った。

「えひめエコランド構想」の概要（平成14年3月策定）

<基本コンセプト>

ゼロ・エミッションを目指した地域循環システムの構築
新技術・新システムを用いた全国のモデルとなるリサイクル
雇用の創出、地域活性化への貢献

<核となるハード事業の概要>

廃家電・廃OA機器等総合的リサイクル事業
建築廃材リサイクル事業
生ごみバイオガス化事業
ペットボトル以外のプラスチック・リサイクル事業

5 溶融スラグの有効利用

下水道汚泥やごみ焼却施設から発生する飛灰・焼却灰等を焼却・溶融することにより生じる溶融スラグについては、12年度から廃棄物のリサイクルや海砂の代替等としての活用を検討しており、12年度～13年度では、溶融スラグは加工処理することによりアスファルト舗装用骨材やコンクリート二次製品であるインターロッキングブロック及びコンクリート平板用骨材として、環境安全性上及び物理強度試験上、再利用できるとの結論を得た。

14年度からは2ヵ年事業として、溶融スラグのゼオライトへの利用について検討を行っている。

6 四国におけるリサイクルシステム構築のための調査研究

リサイクル産業を振興していくためには、原材料となる廃棄物の安定的確保やリサイクル製品の販売ルートの確保が必要不可欠であるが、これらは1県単独では困難であり、四国4県が協調連携して取り組んでいく必要があるということが、四国知事会議で合意され、平成14年9月に各県の担当課長をメンバーとする「循環型社会構築四国連携協議会」を設立した。

協議会では、具体的な検討を行うとともに「四国におけるリサイクルシステム構築のための調査研究」を(財)日本環境衛生センターに委託して実施し、廃棄物(循環資源)のリサイクルの現状と再生事業所の実態把握に努めるとともに、課題抽出を行った。